

Title	〔商法三四八〕取締役および監査役の解任に関する正当事由 (名古屋地裁昭和六三年九月三〇日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.10 (1994. 10) ,p.85- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 三四八〕 取締役および監査役の解任に関する正当事由

（名古屋地判昭和六三年九月三〇日昭和五九年ワ（三二五一）号）  
損害賠償請求事件、判例時報二九七号一三六頁

### 〔判示事項〕

新株発行および取締役・監査役の言動に株主の信頼感を喪失させるものが含まれているが、取締役・監査役として適格を欠くとか、客観的に職務遂行が不可能であるとか障害があるとかとは認められない。

### 〔参照条文〕

商法二五七条、二八〇条

### 〔事実〕

被告Y会社は、自転車向車輪（キャスト）の製作およびこれに付帯する一切の事業を目的とする株式会社である。Y会社は、昭和五九年五月一〇日に開催された臨時株主総会において決議をなし、昭和六〇年四月の定時株主総会終結時まで任期を満している原告X<sub>1</sub>を監査役から、原告X<sub>2</sub>を取締役からそれぞれ解任した。X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>は、この解任によって損害を被ったとして本訴に及んだ。

Y会社は、X<sub>1</sub>らの解任について、商法二五七条一項・二八〇条

一項に定めある正当事由があるとして、以下の三点を主張した。

① Y会社の株主に相談せず、一株一、五〇〇円による三万株の新株発行を抜き打ち的に実行することによって、失権株を生じさせ、これを役員が取得し、役員を持ち株増加をはかり、経営権の安定を図ろうとする目的のため、X<sub>1</sub>の主導のもとで、X<sub>2</sub>が協力して、突然の大幅な新株発行を行った。

② X<sub>1</sub>は、監査役として、本来会計監査の職務権限を有するに過ぎないにもかかわらず、Y会社および訴外A関係会社の全取締役より絶対的に多くの株式を有する大株主であり、かつ、Y会社の創始者の一人であって、年長者でもあることをかさにかけ、その職務権限を越えて越権的言動をなし、両者の組織と秩序を混乱させた。

③ X<sub>2</sub>も越権行為をなし、Y会社およびA会社の組織と秩序を混乱させた。

### 〔判旨〕

請求認容。

一 「本件新株発行に際し、原告X<sub>1</sub>を除く被告の他の大株主に對し、事前の説明がなされていなかったこと、……原告X<sub>1</sub>は、被告の役員会において……大株主に事前に相談すると反対されるから、話さないで新株発行を実行したほうがよい旨述べていたこと……原告ら及び（訴外）B（Y会社代表取締役）、（訴外）C（Y会社取締役）が（訴外）D会計事務所に赴いた際、原告X<sub>1</sub>が増資によって実権を握る方法について相談をしたこと、D税理士から、失権株を役員が引受けることにより経営権を確保しようることや、第三者割当ての方法による新株発行について説明を受けたが、検討の結果第三者割当ては実施困難ということで、結局、株主割当てによる新株発行を実施することになったものであり、したがって経営権の確保という目的は後退したこと、最終的に生じた失権株は一五〇株にとどまったことが認められ、……被告は、当時樹脂工場内製化的のために資金調達必要性が生じつつあったこと、新株一株あたりの発行価格は一、五〇〇円と、当時の株主間の慣行的な取引価格であり、特に失権株が生じるのを意図して高額にしたものとはいえないこと……本件新株発行の決定は、代表取締役B、取締役Cを含めた取締役会によりなされたものであることが認められ……以上の事実を照らすと、本件新株発行が……被告の大株主の信頼感を喪失させるに足りる行為であったことは認められるものの、そのことのみでは原告らの解任について正当事由があるものとは認められることではないといわざるをえない。」

二 「原告X<sub>1</sub>の……言動は、被告の監査役という地位にある者としては必ずしも適切ではなく、右大株主らの信頼感を喪失させるに足りる行為であったとしても、（訴外）A（関係会社）と被告との合同役員会における原告X<sub>1</sub>のAに関する言動は、合同役員会という意見交換の場においてはあながち無理からぬ面もないではなく、むしろ、原告X<sub>1</sub>に不信感をつのらせた前記大株主らが、同原告の言動を実質以上に過大に取り上げ、非難しているものといえよう。」

「被告とA（会社）との……密接な企業関係を考慮すると原告X<sub>2</sub>のなした……言動は、必ずしも適切でない面はあったとはいえ、……同原告が以前A（会社）に勤務していたことからすれば、A（会社）の取引先との応接を行うこともあながち無理からぬ面もないではなく、また、いずれも一過的なものであって、前記各言動のみでは、同原告の解任について正当事由があるものと認めることはできない。」

三 「前記新株発行及び原告らの言動には、被告の株主の信頼感を喪失させるものが含まれているといえるが、それらを考慮しても、原告X<sub>1</sub>が監査役として、同X<sub>2</sub>が取締役としてそれぞれ適格を欠くとか、あるいは客観的に職務遂行が不可能であるとか障害があると認めるに足りる的確な証拠はないといわざるをえない。」

〔評 釈〕

判旨に賛成する。

一 現行商法二五七条一項と同趣旨の規定が商法典に置かれたのは、明治三二年の商法においてである。明治三二年の商法一六七条は、現行商法二五七条一項において、「正当ノ事由」とされているものを「正当ノ理由」と規定し、さらに、現行法の「其ノ任期ノ満了前ニ」との部分「其任期前ニ」と表現し、また、現行法の「其ノ取締役」との部分「其取締役」としていた以外は「但」と「但シ」の表現を除き全く同じである。右のような字句修正は、昭和一三年の改正商法以来のものである。

明治三二年の商法に先だつ明治三二年の商法一九七条は、「取締役又ハ監査役ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得其解任セラレタル者ハ会社ニ対シテ解任後ノ給料若クハ其他ノ報酬又ハ償金ヲ請求スルコトヲ得ス」と規定していた。

明治三二年の商法が、取締役は何時でも解任し得る点を本文において継承しながら、その但書において趣旨を変更したことに ついては、次のようにその理由書で説明されている。すなわち、明治三二年商法一九七条は、「任前期ニ解任セラレタル取締役ハ其解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ会社ニ請求スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付ニハ……其請求ヲ許サ、サルモノト爲シタリ是レ此場合ニ於テ会社ニ損害賠償ノ責任ヲ負ハシムルトキハ株主ハ其解任セラレタル取締役ヲ会社ニ対シ損害賠償ヲ請求スルコトアルヲ恐レテ其実既ニ信任ノ欠乏スルニモ拘ハラス忍ヒテ之ヲ解任セサルニ至ルヲ慮リタルモノナルヘシト雖モ實際上僅々タル損害賠償ヲ請求セラルルコトヲ恐レテ信任ノ缺乏セル取締役

ヲ解任セス之ニ会社ノ興廢存亡ヲ来タスヘキ重大ノ任務ヲ託スルモノナカルヘシ況ンヤ前条ニ於テ取締役ノ任期ヲ三ヶ年内ニ制限セル以上ハ其損害賠償額モ亦多額ニ上ルコト到底ナカルヘキニ於テヤ故ニ本条ハ断然現行商法ニ反対ノ主義ヲ採リタリ」と説明された（法典質疑会・法典修正案理由書〈明治三二年六月発刊〉一五七頁、一五八頁）。なお、明治二九年一〇月一九日の第三三回商法委員会での議論において、取締役を「正当ノ理由」なくして解任する場合に損害賠償請求権が生ずる旨を明確にすべきである点が指摘され（法典調査会商法委員会議事要録・法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法資料叢書19一八六頁）、原案条文にはなかつた「正当ノ理由」の部分を追加する契機となつたものと解される。

昭和二五年の商法改正によって、商法二五七条二項が追加され、取締役解任決議は、旧法とはちがって、特別決議によることを要する旨が規定されるに至つたが、その理由としては、改正商法が、「取締役の権限を拡大して、業務執行の決定を原則として取締役に委ねたため、それと対応して取締役の地位の安定を図つたための改正である」とか（鈴木・石井・改正株式会社法解説一四九頁）、あるいは、「かように解任決議を厳格にした理由は、新法では取締役の権限が拡大され、原則として会社業務の執行は挙げて其手に委ねられた結果、その地位の安定をはかり、安んじてその職務に専念せしめようとするにある。取締役の地位の安定をはかる方策としては、正当な事由がない限

りたとえ株主総会の決議によるも取締役の解任をなしえないとするのも一法である。新法はこの立場をとらないで、ただ解任決議の方法を厳格化するに止めたのである」と説明されている（大隅・大森・逐条改正会社法解説二四七頁、二四八頁）。

二 商法二五七条一項但書における解任取締役の損害賠償請求権の法的性質については、学説の対立がある（鈴木「株主総会による取締役の解任に関する一考察」法学研究六六巻一七九頁以下に学説が明解に紹介・批判されている）。損害賠償請求という言葉の法体系上の位置づけからすると、それを不法行為責任と解したり、あるいは、任期の定めある場合には取締役と会社との間には不解任特約があるので、解任すれば、不解任特約違反の債務不履行責任が発生すると解するほうが違法行為に基づく責任ということで、すわりが良いように思われるかもしれない。しかし、不法行為責任説では、取締役解任が不法行為を構成するのは極めてまれであるため、取締役の保護には充分ではないし、また、債務不履行責任説の構成では、結果的に、任期の定めがあれば、取締役の報酬請求権がいわば既得権的に認められたと同じこととなり、会社側に損害賠償責任を広く認めることとなりかねず妥当とはいえない。

商法二五七条に関する前述したような立法の沿革を踏まえて考察すると、商法二五七条と二八〇条は、会社ないしは株主側に認められた取締役・監査役の解任自由、つまり、信頼関係確保のための解任行動の自由と取締役・監査役の地位安定確保の

間の調和をはかったものであり、取締役の解任を適法行為との前提のもとに、正当事由なしで解任したことにつき故意・過失を必要としない法定の特別責任を商法二五七条が衡平の観点より規定しているものと解すべきであろう。この法定責任説が現在通説となっている（今井・新版注釈会社法二五七条注一（六六巻二頁））。

三 商法二五七条一項の損害賠償を右のように法定責任と解する立場によれば、解任に関する「正当事由」も、会社ないしは株主側の解任自由の利益と取締役の地位確保の利益の調和の中に求められることになる（今井・前掲二五七条注二四（六巻七〇頁））。その場合、「正当事由」とは、取締役の地位そのものと相容れない、あるいは、任用契約自体に違反するような作為・不作為があること、または、取締役に業務執行させるに当って障害となるべき状況が客観的に生じた場合と解されることとなる（鈴木・前掲六六巻一八一六頁）。

本件においては、会社経営権確保を内心のねらいとする新株の発行と役員会や販売活動上の意見・対応方針の相違が正当事由に関して問題となっている。本件新株発行については、その違法性は認定されておらず、また、意見・対応方針の相違があっても、権限ある業務執行機関が自己の責任のもとで是々非々に対応すればよいのだから、「正当事由」についての右の理解に従えば、その存在は認められないものと考えられる（同頁、森・本件解説・法学セミナー四一五号（二二六頁））。ところで、本件に

において、大株主の信頼感を喪失させた旨が認定されているが、前述したような取締役・監査役の地位確保の利益を考えると客観的側面を重視せざるを得ず、その点は「正当事由」とはなり得ないと考えられる（森田・本件評釈・商事法務一二八五号一〇頁は、アメリカ法を参考にして同旨。なお、東條・本件評釈・ジュリスト九八一号一一九頁は、判旨の言い回しでは、どんなに信頼感を喪失させようとも、解任の正当事由たり得ないとの誤解を招くおそれがあり、表現上問題ありと指摘）。思うに、

（平成六年六月二十七日稿）

加藤 修

## 〔最高裁判事例研究 三二四〕

平五五（最高民集四七巻七号四六六七頁）

特定の者が宗教法人の代表役員の地位にあることが争われて  
いる訴訟と裁判所法三条にいう法律上の争訟

代表役員等地位不存在確認請求事件（平五・九・七第三小法廷判決）

Xら一五六名（原告・控訴人・上诉人）は宗教法人Y<sub>1</sub>（日蓮正宗、被告・被控訴人・被上诉人）の教師の資格を有する僧侶で、Y<sub>1</sub>に包括される末寺の住職、主管、又は在勤教師であり、かつ住職、主管たる者は同時に宗教法人である各末寺の代表役員又は責任役員たる地位にある者である。XらはY<sub>1</sub>とその管長・代表役員となつて  
いるY<sub>2</sub>（被告・被控訴人・被上诉人）に対して、Y<sub>2</sub>が宗教法人Y<sub>1</sub>の

本件原告X<sub>1</sub>の言動に関しては、いささか言いたい放題との憾なきにしもあらずである。しかし、そのような言動があつても、権限ある会社機関による毅然たる態度に基づく権限行使が充分に可能なのだから、株主側の不快感はともかくとして、判旨に賛成できる。

代表役員及び管長の地位を有しないことを確認する」旨の訴えを提起した。

その理由は、次のようなものである。Y<sub>1</sub>の内部準則によれば、Y<sub>1</sub>を代表し事務を総理する代表役員の地位は一宗を総理する管長の職にある者を充て（宗教法人法所定の規則である日蓮正宗宗制五条、六条一項）、管長には信仰上の最高権威者たる法主の地位にある者を充て（宗教団体としての規則である日蓮正宗規二三条二項）、法主の選任手続については、「法主が必要と認めるときは能化のうちから次期の法主が選定できる。但し緊急やむえない場合は大僧都から選定することもできる。」（宗規一四條一項）ことになっていた。Y<sub>2</sub>の先代（第六七世法主・細井日達上人）は昭和五四年七月二二日早朝に亡くなり、Y<sub>2</sub>がその地位を引き継いだ、その選任手続は宗制・